

生命保険商品として初めて 「あんしん介護」が「2013 年度グッドデザイン賞」を受賞

朝日生命保険相互会社（社長：佐藤 美樹）の介護保険「あんしん介護」が、公益財団法人日本デザイン振興会が主催する「2013年度 グッドデザイン賞」を生命保険商品では初めて*、受賞しました。

「あんしん介護」は、「生命保険会社として介護への不安に対してあんしんをお届けし、皆さまのお役に立ちたい」という商品コンセプトから開発しました。

今般の受賞は、『暮らしや社会を豊かにする「良いデザイン」』を顕彰する同賞において、「あんしん介護」のシンプルでわかりやすい仕組みと「あんしんをお届けする4つの特長」が高く評価されたことによるものです。

* 生命保険商品単体での受賞は初。公益財団法人日本デザイン振興会確認による。



GOOD DESIGN AWARD
2013年度受賞

【グッドデザイン賞審査委員評価コメント】

高齢化社会の進展により、要介護認定者数は 500 万人を超えた。

介護サービスは現代日本にとって不可欠な存在となった。しかし「介護」というモノの実態はどこか不明瞭であり、漠然とした不安を感じる人は多い。そんな現状を改善するために作られたのが『あんしん介護』である。

このシステムは従来の保険会社のように独自の支払い基準を持たず、各市町村の要介護認定に則り支払いが決定する。つまり公的介護保険と完全に連動しているのである。シンプルでわかり易いということは、その仕組み自体が価値創出となる好例と言える。

また保障期間は終身であり、要介護 1 以上になった場合には、年金を一生支払うことで保険料の払い込みが不要となる。介護という要素全体をカバーし、家族を安心させるというコンセプトに徹したプログラムとして高く評価した。

「あんしん介護」は、平成 24 年 4 月の発売以降、約 10 万件（平成 25 年 9 月末現在）のご加入をいただいております。多くのお客様よりご好評をいただいております。

今後も引き続き、「お客様一人ひとりの『生きる』を支える」という経営ビジョンのもと、お客様の多様化・個別化するライフスタイル・価値観に適合した商品・サービスをご提供してまいります。

【グッドデザイン賞とは】

「グッドデザイン賞」は、1957年に通商産業省によって設立された「グッドデザイン商品選定制度」を継承し、公益財団法人日本デザイン振興会の主催で運営される、日本で唯一の総合的なデザイン評価・推奨制度です。

これまで55年以上にわたり、デザインを通じて日本の産業や生活文化を向上させる運動として展開されており、国内外の多くの企業や団体が参加する世界的なデザイン賞です。

審査の対象は、有形無形を問わず、人によって生み出されるあらゆるものや活動となっており、グッドデザイン賞受賞の証である「Gマーク」は優れたデザインを示すものとして広く一般に親しまれています。

好評
です!

あんしん介護

介護終身年金保険
(返戻金なし型)(2012)

介護一時金保険
(返戻金なし型)(2012)

「あんしん介護」4つの特長!

- 1 お支払いは**公的介護保険制度に完全連動!**
- 2 「要介護1」以上に認定で**その後の保険料はいただきません!**
- 3 「年金タイプ」と「一時金タイプ」で**ダブルの保障!**
- 4 **一生涯の保障**をご準備できます!(保険期間が終身タイプの場合)



ご存じ
ですか? 公的介護保険制度のサービスには、**自己負担があります!**

公的介護保険制度では
受けたサービスの
1割が自己負担となります!

公的介護保険制度の年間自己負担限度額



あんしん
介護
なら **一生涯の年金**で自己負担額をフルカバーできます!

「要介護1」からお支払い!

介護終身年金保険(返戻金なし型)(2012)

基準介護年金額... **60万円**



長期にわたる介護状態も一生涯サポート!

具体的な支払い例



ご存じ
ですか? 介護になった時、**経済的な負担**がかかります!

要介護状態のときの
自宅リフォーム費用は
約**380万円!**

民間施設入居一時金の
最多価格帯

1,000万円台

あんしん
介護
なら **まとまった一時金**で、多額の出費に備えられます!

「要介護3」以上でお支払い!

介護一時金保険(返戻金なし型)(2012)

介護一時金額... **300万円**



「要介護1」以上に認定されると
その後の保険料はいただきません!

まとまった一時金で
介護にかかる費用を
しっかり準備!

※「公的介護保険制度の年間自己負担限度額」「要介護状態のときの自宅リフォーム費用」は当社で試算、「民間施設入居一時金の最多価格帯」は「平成22年12月内閣府消費者委員会「有料老人ホームの契約に関する実態調査報告」より。
※当リリースは平成25年9月現在の公的介護保険制度に基づいて記載しています。

以上